⑶　Time-limit to express interests : 3 : 00 pm 7 December, 2012

⑷　Time-limit for the submission of proposals : 3 : 00 pm 15 January, 2013

⑸　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑹　Contact point for the notice : Sumi Okuda, Contract Division, Finance Department, Metropolitan Expressway Company Limited, 1―4―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8930 TEL 03―3539―9319

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

浜松㉔隊舎新設建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成24年11月22日

支出負担行為担当官

南関東防衛局長　山本　達夫

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　14

1　工事名　浜松㉔隊舎新設建築その他工事（電子入札対象案件）

2　工事場所　静岡県浜松市

3　工事概要

【建築工事】

・隊舎（鉄筋コンクリート造５階建て／延べ面積約13,500㎡）新設

・自転車置場（鉄骨造１階建て／延べ面積約60㎡）新設

・既設建物（鉄筋コンクリート造３階建て／延べ面積約4,460㎡）ほか２棟（３棟の総延べ面積約7,260㎡）解体（建物付帯設備撤去含む）

【土木工事】

・アスファルト舗装　約3,200㎡

・給水管布設（φ150）約120m

・雨水管布設（φ200）約100m

・汚水管布設（φ150）約230m

・平面張芝　約3,100㎡

4　工期　平成27年３月31日まで

ただし、隊舎新設について平成26年９月30日までとする。

5　競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付

⑴　交付期間　平成24年11月22日から平成25年２月25日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時まで。ただし、金曜日は午後６時まで。なお、紙による交付は午前９時から午後５時まで。（正午から午後１時までの間を除く。）

⑵　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。ただし、紙による交付は下記のとおり。

〒231―0003　神奈川県横浜市中区北仲通５―57　横浜第２合同庁舎13Ｆ　南関東防衛局総務部契約課　ＴＥＬ045―211―7143

⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6　申請書の提出

⑴　提出期間　平成24年11月22日から同年12月11日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵　提出場所　上記５⑵に同じ。

⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア　平成23・24年度資格審査申請の際に提出した総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）の写し

イ　共同企業体等調書

ウ　共同企業体協定書の写し

エ　工事経歴書（下記７⑵アの要件を満足する工事の施工実績を記載したもの。）

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成24年12月12日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。

ア　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。

ウ　申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、南関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（施本第1605号。 6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　平成９年度以降、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物で、地上５階建て以上かつ延べ面積が１棟当たり13,000㎡以上の新設建築工事を施工した実績（共同企業体の構成員であった実績を用いる場合は、出資比率が20%以上であったものに限る。）を有すること。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

イ　建設業法の建築一式工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　建築一式工事に係る監理技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件

代表者は、建築一式工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。